



県 章

群馬県報

平成28年
3月29日（火）
号 外（第6号）

目 次

ページ

条 例	
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	3
○群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例（同）	4
○群馬県部設置条例の一部を改正する条例（同）	5
○群馬県職員の退職管理に関する条例（人事課）	5
○群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（同）	6
○群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（同）	7
○群馬県行政不服審査会条例（学事法制課）	8
○群馬県行政不服審査法関係手数料条例（同）	9
○群馬県情報公開条例の一部を改正する条例（県民センター）	10
○群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例（同）	11
○群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（健康福祉課）	13
○群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害政策課）	13
○群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	14
○群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国保援護課）	18
○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（介護高齢課）	18
○群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（同）	19
○群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	20
○群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	20
○群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	21
○群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（少子化対策・青少年課）	22
○群馬県興行場法施行条例の一部を改正する条例（衛生食品課）	23
○群馬県理容師法施行条例の一部を改正する条例（同）	24
○群馬県美容師法施行条例の一部を改正する条例（同）	25
○群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（技術支援課）	26
○群馬県農産物検査法関係手数料条例（蚕糸園芸課）	26
○群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例（畜産課）	27
○群馬県小規模企業振興条例（産業政策課）	27
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（工業振興課）	29
○群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（産業人材育成課）	30
○群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（建築課）	31
○群馬県建築審査会条例の一部を改正する条例（同）	35
○群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（同）	36
○群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例（同）	36
○群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（同）	37

○公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（福利課）	3 9
○群馬県立学校職員定数条例の一部を改正する条例（学校人事課）	4 0
○群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例（同）	4 0
○群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（同）	4 1
○ぐんまの家庭教育応援条例（生涯学習課）	4 1
○群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	4 4
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	4 4
○群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	4 5
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（発電課・水道課）	4 5
○群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（病院局総務課）	4 6
○群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会総務課）	4 6
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）	4 7

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十七号

例 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項上欄(一)中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄(二)を削り、同欄(三)中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同欄(三)を同欄(二)とし、同欄(四)中「第四条第五項」を「第四条第八項」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄(四)を同欄(三)とし、その次に次のように加える。

(四) 法第四条第九項(法第五条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、農業委員会の意見を聴くこと(この項(三)及び(七)に規定する協議に係るものに限る。)。

別表第一の六の項上欄(五)中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄(六)中「第三条第五項」を「法第三条第五項」に改め、同欄(七)中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄(五)を同欄(六)とし、同欄(六)から(七)までを同欄(六)から(七)までとし、同欄(七)中「徴する」を「求める」に改め、同欄(七)を同欄(六)とし、同欄(八)中「こと」の下に「(この項(一)及び(五)に規定する許可並びにこの項(三)及び(七)に規定する協議に係るものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、同欄(八)を同欄(七)とし、同欄(七)の次に次のように加える。

(八) 法第十八条第一項の規定により、農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等に関する許可を行うこと。

(九) 法第十八条第三項の規定により、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くこと。

別表第一の六の項下欄中「甘楽町」の下に「(八)及び(九)に掲げる事務については、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市及び各町村)」を加え、同表の十九の項上欄(六)中「(六)」を「(六)」に改め、同欄(六)を同欄(五)

とし、同欄(六)から(七)までを同欄(六)から(七)までとし、同欄(七)の次に次のように加える。

(七) 条例第六十一条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び振動、特定建設作業に伴って発生する振動並びに飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域を指定すること。

(八) 条例第六十一条第三項の規定により、地域の指定又は当該指定の変更若しくは解除の告示をすること。

別表第一の十九の項下欄中「各市町村(一)の下に「(七)及び(八)に掲げる事務については各市に限り、」を加え、「(七)、(八)、(九)及び(十)から(十二)を「(七)、(八)及び(九)」を「(七)、(八)及び(九)」に改める。別表第二の七の項上欄中「及び齒科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「政令」という。)」を削り、「届出等」を「届出」に改め、(二)から(七)までを削り、同表の十四の項上欄(二)中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同欄(二)を次のように改める。

(三) 法第五十九条の二第一項の規定による認可外保育施設の事業開始の届出

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の七の項及び十四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表第一上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律若しくは条例(以下「法律等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前にこれらの法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において改正後の同表下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後におけるこれらの法律等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第十八号

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例

群馬県地域機関設置条例（平成十六年群馬県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

第七条第二項の表群馬県東部保健所の項中「群馬県東部保健所」を「群馬県太田保健所」に改め、同条を第八条とする。

第六条第二項の表群馬県中部福祉事務所の項中「群馬県中部福祉事務所」を「群馬県伊勢崎保健福祉事務所」に、「前橋市」を「伊勢崎市」に改め、同表群馬県東部保健福祉事務所の項中「群馬県東部保健福祉事務所」を「群馬県館林保健福祉事務所」に、「太田市」を「館林市」に改め、同条を第七条とする。

第五条第二項の表群馬県東部保健福祉事務所の項中「群馬県東部保健福祉事務所」を「群馬県太田保健福祉事務所」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（児童相談所）

第五条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項の規定により、児童相談所を設置する。

2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
群馬県中央児童相談所	前橋市	前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡
群馬県西部児童相談所	高崎市	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
群馬県東部児童相談所	太田市	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（群馬県感染症診査協議会条例の一部改正）

2 群馬県感染症診査協議会条例（平成十一年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表群馬県伊勢崎保健所、群馬県東部保健所、群馬県桐生保健所及び群馬県館林保健所の項中「群馬県東部保健所」を「群馬県太田保健所」に、「東部保健所感染症診査協議会」を「太田保健所感染症診査協議会」に改める。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例に規定する機関の長が行った処分等又は当該機関の長に対して行われた行為等は、同日以後において当該処分等又は行為等に係る事務を所管することとなる機関の長が行った処分等又は当該機関の長に対して行われた行為等とみなす。

群馬県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十九号

群馬県部設置条例の一部を改正する条例

群馬県部設置条例(平成十九年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生活文化スポーツ部」を「生活文化スポーツ部」に改める。

こども未来部

第二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号イ及びロ中「事項」の下に「(こども未来部の主管に属する事項を除く。)」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 こども未来部

イ 少子化対策に関する事項

ロ 児童福祉に関する事項

ハ 青少年の健全育成に関する事項

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

群馬県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十号

群馬県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者(同条第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役員(同項に規定する役員をいう。)又は同条第八項の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となった場合その他人事委員

会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行し、離職の日が同年三月三十一日以後の日である者について適用する。

群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第二十一号

群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第一条の二の次に次の三条を加える。

(降給の種類)

第一条の三 降給の種類は、降格(当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(当該職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第一条の四 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

一 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くないと認められる場合で、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

三 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合(前二号に掲げる場合を除く。)

(降号の事由)

第一条の五 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くないと認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第二条の見出しを「(降任、免職、休職及び降給の手続)」に改め、同条第一項中「又は同条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「休職する場合」の下に「又は第一条の四第二号の規定に該当するものとして職員を降給する場合」を加え、同条第二項中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改める。

第三条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四条第二項中「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改める。

第五条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、「刑の下に「全部の」を加え、同条第二項中「刑の」の下に「全部の」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項及び第三項並びに第四条第二項の改正規定並びに第五条第一項の改正規定(「禁錮」を「禁錮」に改める部分に限る。) 公布の日

二 第五条第一項の改正規定(「禁錮」を「禁錮」に改める部分を除く。) 刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十九号)の施行の日

群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十二号

群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第四号の規定の適用については、同号に規定する不利益処分に関する審査請求には、この条例の施行の日前にされた不利益処分に関する不服申立てを含むものとする。

群馬県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十三号

群馬県行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定により設置する群馬県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員三人以上六人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、非常勤とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、非常勤とし、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第三条第六項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第六条 審査会は、その定めるところにより、委員三人以上をもって構成する部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(調査審議の手続の非公開)

第七条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第九条 第三条第六項（第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

群馬県行政不服審査法関係手数料条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十四号

群馬県行政不服審査法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）の規定による提出書類等の写しの交付を受ける者等から徴収する手数料に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(提出書類等の写しの交付に係る手数料の納付等)

第三条 法第三十八条第一項（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合（当該他の法律をその法律以外の法律において準用する場合を含む。）を含む。）の規定により書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める者は、その交付を受ける際に別表に掲げる区分に応じた額の手数を納付しなければならない。

2 審理員、審査庁等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができ
る。

(再審査請求への準用)

第四条 前条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十八条第一項（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合（当該他の法律をその法律以外の法律において準用する場合を含む。）を含む。）」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と、同条第二項中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。

(提出資料の写しの交付に係る手数料の納付等)

第五条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定により主張

書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める者は、その交付を受ける際に別表に掲げる区分に応じた額の手数を納付しなければならない。

2 群馬県行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の返還)

第六条 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第三条、第五条関係）

区分		金額
一 複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列三番（以下「A三版」という。）以下の大きさのものを限る。）の交付	白黒で複写したもの一枚につき	十円
	カラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したもの一枚につき五十円	
二 電磁的記録を用紙に出力したもの（A三版以下の大きさのものを限る。）の交付	白黒で出力したもの一枚につき	十円
	カラーで出力したもの一枚につき五十円	
備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。		

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十五号

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例

群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づく不服申立てに関するもの」を「審査請求に関するもの」に改める。

第十四条第二号ハ中「第二項第二項」を「第二項第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十五条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「当該公社に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立て」を「公社に対し、審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第二十五条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項に規定する審理手続を行う者を指名しないものとする。

第二十六条中「開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立て」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十八条において同じ。)」を取り消し又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「当該開示決定等」を「当該公文書の開示」に改める。

第二十七条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。)」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十九条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十一条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十二条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十三条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第三十条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十三条に次の二項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第三十五条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二号ハの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の群馬県情報公開条例（第十四条第二号ハの規定を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示決定等の処分（以下「処分」という。）又は施行日以後にされる開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた処分又は施行日前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十六号

群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例

群馬県個人情報保護条例（平成十二年群馬県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「第二項」の下に「（これらの規定を番号法第二十六条において適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十五条の四第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第二十五条の五第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二十五条の九の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第二十五条の十 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項に規定する審理手続を行う者を指名しないものとする。

第二十六条中「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てに対する裁決又は決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十七条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「当該開示決定等」を「当該個人情報の開示」に改め、同条第三号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して」を「審査請求の全部を認容し、当該

審査請求に係る個人情報」に改め、同条第四号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)」を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の」に改める。

第二十六条の二第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第三十一条の二第二号中「第五十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第三十三条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十三条の二第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十三条の三中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十三条の四の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 審議会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、

この限りでない。

第三十三条の四に第一項として次の一項を加える。

審議会は、第三十三条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十三条の五中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三十一条の二第二号の改正規定 公布の日

二 第二条第七項、第二十五条の四第二項及び第二十五条の五第一項第一号の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(経過措置)

2 この条例による改正後の群馬県個人情報保護条例(第二条第七項、第二十五条の四第二項、第二十五条の五第一項第一号及び第三十一条の二第二号の規定を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等の処分(以下「処分」という。)又は施行日以後にされる開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求(以下「請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた処分又は施行日前にされた請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十七号

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

群馬県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

表伊勢崎市の項中「三百二十六人」を「三百三十人」に改め、同表沼田市の項中「百二十九人」を「百三十二人」に改め、同表館林市の項中「百六十四人」を「百六十六人」に改め、同表渋川市の項中「百八十七人」を「百九十人」に改め、同表藤岡市の項中「百三十六人」を「百三十九人」に改め、同表富岡市の項中「百人」を「百十一人」に改め、同表安中市の項中「百六十一人」を「百六十五人」に改め、同表榛東村の項中「二十六人」を「二十七人」に改め、同表長野原町の項中「二十二人」を「二十三人」に改め、同表東吾妻町の項中「五十二人」を「五十三人」に改め、同表昭和村の項中「二十五人」を「二十七人」に改め、同表玉村町の項中「五十四人」を「五十八人」に改め、同表邑楽町の項中「五十一人」を「五十二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十八号

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう」の下に「。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう)を加え、「以下同じ。」を提供する場合には、当該指定通所介護」を「。又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護等」に、「以下同じ。」を基準該当児童発達支援事業所」を「。又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第二百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第六十一条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第一号中「、この条」を

「指定障害福祉サービス基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「この条」を「指定障害福祉サービス基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「及び指定障害福祉サービス基準条例」を「並びに指定障害福祉サービス基準条例」に、「この条」を「指定障害福祉サービス基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十九号

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百五十一条」を「―第百五十一条―」に、「・第百六十一条」を「―第百六十一条―」に改める。

第九十六条第一号中「（以下同じ。）であつて」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて」に、「（以下同じ。）を」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、同条第二号中「（以下同じ。）の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第百二条第二項第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第九十七条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「第百十一条第一号において」を「以下」に改め、同条第一号中「登録者をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「指定通所支援基準条例」を「第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、

「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。)」第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「指定通所支援基準条例」を「第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四号中「及びこの条」を「並びにこの条」に、「指定通所支援基準条例」を「第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準」を「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準(指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準に従って定める基準をいう。第百五十条の二第四号及び第百六十条の二第四号において同じ。)」に改める。

第百十一条第一号中「指定通所支援基準条例」を「第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準

条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)」を加える。

第百五十条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百五十条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指

定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準

該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サ